

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金

交付申請の手引き

1 対象者

市内の飼主不明猫に避妊手術を受けさせる方

※飼主不明猫とは、飼主がいない状態の猫のことです。

主な条件

- 関市内在住の方

- 飼主不明猫の捕獲ができる方（市から檻等の貸出は行っていません。）

- 捕獲した猫が飼主不明猫であることを確認できる方**
【交付対象となる猫】
関市内に生息する飼主不明猫
○これから去勢・避妊手術を受けさせ、術後は必ず元いた場所に放すことのできる猫。
×野良猫を拾って現在飼っている場合は、この制度の対象となりません。
×手術後、飼う予定のある猫、譲渡する予定の猫は対象外となります。
×すでに手術済みの場合は補助対象になりません。
(手術後に飼主不明猫ではなかったことが発覚した場合、補助金の返還を求めることがあります。)

- 診療施設への猫の搬入及び引き取りをしていただける方

- 診療施設へ識別処置を依頼していただける方
(識別処置：避妊手術経験の有無を識別する片耳へのV字型の切込み)

- 猫の捕獲、搬入等の補助事業実施に伴い第三者への損害を与えた場合、その責任を取ることができる方

- 市税等の滞納がない方

2 補助金の限度額（百円未満切り捨て）

(1) 雄猫 1匹につき4,000円 (2) 雌猫 1匹につき6,000円

3 受付期間

4月1日～翌年1月31日まで（手術を受けさせる年度内に限る。）

※交付決定には2週間ほどかかります。

4 申請について（オンラインもしくは、紙媒体にて手続きしてください。）

<オンラインの場合>

QRコードから申請フォームへお進みください。

（申請に際し、猫の画像が必要になります。）



<紙媒体の場合>

関市飼主不明猫避妊手術事業補助金交付申請書を提出してください

（受付に際し、申請者の住所を確認できる書類を提示していただきます。）

配布場所

- ・市ホームページからダウンロードまたは市役所環境課 窓口

提出先

市役所環境課へ持参

添付資料について

- 手術を受けさせようとする猫の写真（全体像が確認できるもの）

5 実績報告について

関市飼主不明猫避妊手術事業実績報告書を提出してください

提出先

市役所環境課へ持参

提出期限

手術完了から30日以内又はその年度の3月20日のいずれか早い方の日

添付資料について

- 避妊手術に係る領収書の**原本**（以下の3点に留意してください。）
 - ・交付決定者宛のものに限ります。
 - ・内訳が不明瞭な場合は**手術に関する明細書**を添付してください。
 - ・申請ごと（**猫ごと**）に領収書を分けてください。
- 手術した猫の写真 2枚
 - （1）猫の全体像が確認できるもの（2）識別処理部分が確認できるもの

6 その他

- 手術を受けさせる診療施設に指定はありません。
（※関市外の診療施設で手術希望の方は事前に診療施設へお問い合わせください。）
- 手術完了後に、獣医師に報告書への記入依頼をしてください。
- 申請書に記載した内容が変更になったときは、要綱に従い届出を提出してください。
- 手術後の猫を放す際は、保護した地域へ放してください。
（保護した場所以外に放すと、動物遺棄・虐待にあたる可能性があります。）
- 要綱・誓約事項等に違反したことが明らかになった場合、補助金の交付決定の取消及び返還を命ずることがあります。